

# Daitron

## 第68期 定時株主総会 招集ご通知

### 開催日時

2020年3月30日（月曜日）午前10時

### 開催場所

大阪市淀川区宮原四丁目6番11号  
当社 6階 大会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)

### 議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

### 目 次

第68期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	24
計算書類	26
監査報告	28
株主総会参考書類	34

議決権は書面にて行使下さいますようお願い申し上げます。  
議決権行使期限：2020年3月27日（金曜日）午後5時30分まで

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン  
からでも招集ご通知がご覧  
いただけます。

<https://p.sokai.jp/7609/>



(証券コード 7609)

2020年3月6日

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原四丁目6番11号

**ダイトロン株式会社**

代表取締役社長 前 績 行

### 第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

また、株主総会終了後、株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月27日（金曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |         |      |  |
|---------|------|--|
| 1. 日    | 時    | 2020年3月30日（月曜日）午前10時   |
| 2. 場    | 所    | 大阪市淀川区宮原四丁目6番11号<br>当社 6階 大会議室<br>(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)  |
| 3. 目的事項 | 報告事項 | 1. 第68期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第68期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）<br>計算書類報告の件 |

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  2. 法令及び定款第20条の規定に基づき、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daitron.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。なお、これらの事項は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
    - ・事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」
    - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
    - ・連結計算書類の「連結注記表」
    - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」
    - ・計算書類の「個別注記表」
  3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daitron.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前連結会計年度後半から続く世界経済の減速に伴う生産活動の鈍化により景気動向は低迷したものの、秋以降徐々に回復の兆しが見え始めました。

世界経済につきましては、米中貿易摩擦の長期化や中東における地政学的リスク、英国のEU離脱問題の動向が懸念され、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの属しておりますエレクトロニクス業界につきましては、国内外で自動車の電装化や生産現場の自動化に伴う産業用ロボットの導入など、様々な場面で電子機器・部品や生産設備等の需要は堅調に推移しましたが、前述の世界経済の影響により生産活動については慎重な状況が続きました。

このような状況下、当社グループは、2017年を初年度とする四ヵ年の中期経営計画「第9次中期経営計画(2017年～2020年)」を策定し、オリジナル製品の拡販や新市場の開拓、海外事業の拡大に取組みました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は61,621百万円(前年同期比3.3%増)、営業利益は3,205百万円(前年同期比9.6%減)、経常利益は3,220百万円(前年同期比10.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,171百万円(前年同期比4.5%減)となりました。

セグメントごとの概況は以下のとおりであります。

当社グループは、「第9次中期経営計画」の事業戦略である「オリジナル製品開発の強化」「海外ビジネス展開の強化」に沿った計数管理及び情報開示を行うため、当連結会計年度より、従来「国内販売事業」セグメントに含まれておりました当社海外事業本部と「海外子会社」セグメントを統合し、「海外事業」として報告セグメントの区分を変更しております。

また、各セグメントの前年同期比較につきましては、前年同期の実績を変更後の報告セグメントの区分に組替えた数値で比較しております。

### <国内販売事業>

当セグメントにつきましては、電子機器及び部品では半導体や情報システム機器の販売が、製造装置では二次電池生産用の製造装置の販売が、それぞれ好調に推移しました。しかし、中国経済の減速による生産調整の影響を受け、半導体やロボット産業の生産設備向けに「電子部品&アセンブリ商品」のコネクタやハーネスの販売が、半導体の生産設備向けに「エンベデッドシステム」の産業用PCの販売が、それぞれ減少しました。また、データセンター向けの無停電電源装置（UPS）は、大型案件があった前年同期の実績に至らなかったことから、当セグメントの売上高は41,544百万円（前年同期比5.9%減）、セグメント利益（営業利益）は1,166百万円（前年同期比28.4%減）となりました。

### <国内製造事業>

当セグメントにつきましては、電子機器及び部品を手掛ける部品事業部門は、売上、利益共に前年同期並みで推移しました。製造装置を手掛ける装置事業部門は、半導体ウェーハの生産用に半導体製造装置の販売が、レーザーダイオードや電子部品の生産用に電子部品製造装置の販売が、それぞれ好調に推移しましたが、前年同期の実績と比較し、開発コストが伴う新規製品の売上構成比が増加したことにより利益は前年同期の実績を下回りました。

この結果、セグメント間の内部売上高を含めた当セグメントの総売上高は9,962百万円（前年同期比0.9%増）となりました。また、外部顧客への売上高は3,501百万円（前年同期比4.2%増）となり、セグメント利益（営業利益）は1,121百万円（前年同期比18.0%減）となりました。

### <海外事業>

当セグメントにつきましては、北米及び東アジア市場にて「電子部品&アセンブリ商品」「画像機器・部品」「半導体」の販売が、北米市場にて「電子部品製造装置」の販売が、それぞれ減少しましたが、東アジア市場にて「半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置」の販売が好調に推移しました。

この結果、当セグメントの売上高は16,574百万円（前年同期比36.6%増）となり、セグメント利益（営業利益）は976百万円（前年同期比62.6%増）となりました。

## セグメント別売上高

セグメント	第67期		第68期（当期）	
	金額（千円）	構成比（％）	金額（千円）	構成比（％）
国内販売事業	44,164,251	74.0	41,544,544	67.4
国内製造事業	3,362,246	5.6	3,501,963	5.7
海外事業	12,136,293	20.4	16,574,847	26.9
合計	59,662,791	100.0	61,621,356	100.0

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は227百万円であります。

国内販売事業における主なものは、デモ用備品の取得10百万円であります。

国内製造事業における主なものは、生産設備の増設36百万円、情報システム関連の投資35百万円、測定機器の取得9百万円であります。

海外事業における主なものは、事務所移転に伴う固定資産の取得13百万円であります。

全社（共通）における主なものは、情報システム関連の投資44百万円であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

### ③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額2,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末における当該実行残高はございません。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

### ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

### ⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第65期 (2016年12月期)	第66期 (2017年12月期)	第67期 (2018年12月期)	第68期(当期) (2019年12月期)
売上高 (千円)	44,932,361	51,684,327	59,662,791	61,621,356
経常利益 (千円)	1,863,544	2,583,096	3,592,757	3,220,105
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	1,217,081	1,867,947	2,274,892	2,171,825
1株当たり 当期純利益 (円)	109.62	169.15	205.25	195.86
総資産 (千円)	32,068,697	35,383,291	43,114,834	45,757,920
純資産 (千円)	13,914,712	15,492,950	16,977,348	18,765,912

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ダイトロン,INC.	4,000,000 米ドル	100%	北米市場における電子機器及び部品の製造、販売及び輸出入、製造装置の販売及び輸出入
ダイトロン(マレーシア)SDN.BHD.	2,500,000 マレーシアリンギット	100%	マレーシア、東南アジア市場における電子機器及び部品や製造装置の販売及び輸出入
大都電子(香港)有限公司	3,800,000 香港ドル	100%	香港、中国華南市場における電子機器及び部品等の販売、調達及び輸出入
大途電子(上海)有限公司	550,000 米ドル	100%	中国市場における電子機器及び部品や製造装置の販売及び輸出入
ダイトロン(韓国)CO.,LTD.	1,500,000千 韓国ウォン	100%	韓国、東アジア市場における電子機器及び部品の販売、調達及び輸出入
鷹和産業株式会社	10,000千円	100%	電子機器及び部品の製造及び販売
ダイトテック株式会社	10,000千円	100%	電子機器及び部品の製造及び販売

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、国内外で技術の進歩や高度化・複雑化が加速する中で合従連衡が進むなど、変化の激しい事業環境が続いております。こうした環境下で生き残りを果たしていくためには、成長が期待される市場を開拓し、付加価値の高い商品のモノづくりを行うことで安定的な成長と収益性を高めていくことが必要不可欠であると認識しております。

この課題に対処すべく、2017年を初年度とする四ヵ年の中期経営計画「第9次中期経営計画（2017年～2020年）」を策定いたしました。「第9次中期経営計画」では、長期的な視点に立った経営を重視し、長期ビジョンとして「グループ・ステートメント」を刷新すると共に、「目指す姿」を明確に規定いたしました。

##### [長期ビジョン]

###### ○グループ・ステートメント

###### 「Creator for the NEXT」

～エレクトロニクス業界を担う企業として、グループのネットワークを活かし、  
新しい価値をクリエイトする～

###### ○目指す姿

- ・「製販が融合した他に類を見ないユニークな企業」
- ・「業界にとってなくてはならない特徴ある技術・製品を有する企業」
- ・「社員にとって働き甲斐があり、誇りに思える企業」
- ・「一致団結の強さと同時に自律能動的に動く組織」

こうした長期ビジョンのもと、「第9次中期経営計画」では、対処すべき課題に対し次の5つの“事業戦略”に基づく経営を推し進め、売上・利益の持続的な成長を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

##### [事業戦略]

###### ① 成長性重視の事業の再構築を推進

自動車、医療、インフラ、ロボット関連技術、航空宇宙など、成長が期待される市場を開発し、事業ポートフォリオの再構築を推し進めております。主な取組み事項として、これらの成長が期待できる事業分野に対して、社内プロジェクトを編成し、市場開拓に注力することで、徐々に安定的な成長の実績として成果が表れ始めております。

② オリジナル製品開発の強化

従来と同様に、オリジナル製品（「Daitron」ブランド）の開発・拡充を図り、収益性の更なる強化を推し進めてまいります。主な取組み事項として、オリジナル製品のラインナップ強化のため、製品開発部を設置し当社内での研究開発に注力しております。それに加えて、仕入先メーカーとの協業も進めてDaitronブランド製品のラインナップ強化に努めております。

③ 海外ビジネス展開の強化

電子機器・部品関連を中心とした安定的な売上拡大、海外市場における顧客の拡大、当社グループのネットワークを活かした地域独自の事業を開発しビジネスの拡大を推し進めてまいります。主な取組み事項として、2019年5月にベトナム（ハノイ）に拠点を新設し、グループの海外ネットワークの充実を進めるなど、グループ全体で海外ビジネスの展開を更に強化しております。また、インドや欧州への進出も視野に入れた調査も進めております。

④ マーケティング力と営業力の向上

2019年に国内では仙台に、海外では前述のベトナム（ハノイ）に拠点を新設し、更なる販売ネットワークの拡充に努めてまいりました。加えて、大規模な展示会だけでなく、取引先内での展示会に出展するなどの取組みを継続的に行い、新規取引先の開拓を積極的に行っております。また、取引先・仕入先との関係強化に取組み、更なる提案機会の拡大に努めてまいります。

⑤ 生産部門の統合強化

当社グループの基幹工場として新たに立ち上げた中部工場に、製造装置の生産を行う中部第二工場が完成し、2019年8月から本格的に操業を開始いたしました。同じ敷地内に、電子機器・部品と製造装置の生産工場が完成したことで、生産能力の拡大に加え、電子機器・部品と製造装置の技術と人材を融合させ、技術力、開発力の強化につなげてまいります。このような取組みによって、より高い付加価値の創造を目指す「製販融合路線」の経営を追求してまいります。

当社グループは前述の経営戦略に基づき、「製販融合路線」による“エレクトロニクス業界の技術立社”として独自の進化を図り、高成長及び高収益な企業グループを目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

① 当社グループの主な取扱商品・製品

(電子機器及び部品)

- ・ 電子部品&アセンブリ商品  
コネクタ、ハーネス、PCBアセンブリ、機器組立配線、その他
- ・ 半導体  
アナログIC、映像・画像IC、その他
- ・ エンベデッド (組込み用ボード) システム  
産業用カスタムPC、表示システム、組込み用シングルボードコンピュータ、その他
- ・ 電源機器  
スイッチング電源、無停電電源装置、瞬低保護装置、その他
- ・ 画像関連機器・部品  
CMOSカメラ、レンズ・照明、画像処理装置、その他
- ・ 情報システム  
ビデオ/音声会議システム、非接触ICカードシステム、その他
- ・ 電子機器及び部品のその他  
エコ関連商品、その他

(製造装置)

- ・ 光デバイス製造装置  
LD用製造装置、LED用製造装置、その他
- ・ LSI製造装置  
MEMS製造装置、パワーデバイス製造装置、その他
- ・ フラットパネルディスプレイ製造装置  
液晶パネル製造装置、有機ELパネル製造装置、その他
- ・ 電子材料製造装置  
シリコンウェーハ製造装置、サファイアウェーハ製造装置、その他
- ・ エネルギーデバイス製造装置  
太陽電池製造装置、リチウムイオン電池製造装置、その他

② セグメント別事業内容

・国内販売事業

前記取扱商品全般につき、当社グループ内及び国内外の仕入先から仕入れ、主に国内の顧客及び当社グループ内向けに販売を行っております。

・国内製造事業

前記取扱商品の内、電子機器及び部品の電子部品&アセンブリ商品や電源機器、画像関連機器・部品、製造装置の光デバイス製造装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、電子材料製造装置等の開発、製造及び販売を行っております。

・海外事業

前記取扱商品全般につき、海外各地域の市場を対象に販売及び輸出入、電子機器及び部品の電子部品&アセンブリ商品の製造、販売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2019年12月31日現在)

① 当社

事業所	所在地
本社	大阪市淀川区宮原四丁目6番11号
東京本部	東京都千代田区麴町三丁目6番地
名古屋支店	名古屋市中区栄三丁目10番22号
営業拠点	東日本エリア営業部 宮城県・茨城県・栃木県・東京都・神奈川県・長野県 中部日本エリア営業部 石川県・静岡県・愛知県 西日本エリア営業部 京都府・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県・熊本県 電子デバイス営業部 東京都・大阪府 情報システム営業部 東京都 機械営業部 宮城県・東京都・愛知県・大阪府・福岡県 海外営業部 東京都 グリーン・ファシリティ部 東京都・岐阜県・大阪府
物流拠点	商品仕入部 東京都・岐阜県・大阪府
製造拠点	装置事業部門 東京都・石川県・愛知県・京都府 部品事業部門 東京都・愛知県・滋賀県
海外拠点	台北支店 台湾(台北) マニラ駐在員事務所 フィリピン(マニラ) ハノイ駐在員事務所 ベトナム(ハノイ)

② 子会社

会 社 名	主 要 な 事 業 所
ダイトロン,INC.	本社 米国 (オレゴン州) 工場 米国 (ネブラスカ州)
ダイトロン(マレーシア)SDN.BHD.	本社 マレーシア (クアラルンプール)
大都電子(香港)有限公司	本社 中国 (香港)
大途電子(上海)有限公司	本社 中国 (上海)
ダイトロン(韓国)CO.,LTD.	本社 韓国 (ソウル)
鷹和産業株式会社	本社 福岡県 工場 福岡県
ダイトテック株式会社	本社 大阪府 工場 広島県

(7) 使用人の状況 (2019年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内販売事業	354 ( 74) 名	11名増 (変動なし)
国内製造事業	237 (174)	11名増 ( 1名減)
海外事業	165 ( 49)	5名増 ( 25名減)
全社 ( 共通 )	67 ( 9)	1名増 ( 2名増)
合 計	823 (306)	28名増 ( 24名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員等臨時使用人は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、委任契約に基づく執行役員2名は、使用人数に含めておりません。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。なお、各セグメントの前連結会計年度末比増減につきましては、前年同期の実績を変更後の報告セグメントの区分に組替えた数値と比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
694 (214) 名	23名増 (2名増)	40.7歳	14.7年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員等臨時使用人は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、委任契約に基づく執行役員2名は、使用人数に含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みずほ銀行	238,983 千円
株式会社三菱UFJ銀行	214,830 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき重要な事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年12月31日現在)

- |               |                                 |
|---------------|---------------------------------|
| ① 発行可能株式総数    | 40,000,000株                     |
| ② 発行済株式の総数    | 11,155,979株<br>(自己株式66,183株を含む) |
| ③ 株主数         | 4,134名                          |
| ④ 大株主 (上位10名) |                                 |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,073千株	9.7%
公益財団法人ダイترون福祉財団	1,000	9.0
大森有紀子	503	4.5
株式会社みずほ銀行	399	3.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	367	3.3
株式会社三菱UFJ銀行	363	3.3
ダイترون従業員持株会	337	3.0
BBH LUX/DAIWA SBI LUX FUNDS SICAV-DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	240	2.2
ダイترون取引先持株会	188	1.7
日本生命保険相互会社	181	1.6

(注) 持株比率は自己株式 (66,183株) を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の場合況

#### ① 取締役及び監査役の場合況 (2019年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	前 續 行	木村公認会計士事務所 所長 株式会社シノプス 社外取締役 (監査等委員) 公益財団法人ダイロン福祉財団 監事 フェニックス法律事務所 共同代表 OUGホールディングス株式会社 社外監査役 公認会計士・税理士八木春作事務所 所長 新明和工業株式会社 社外監査役 フェニックス法律事務所 共同代表 三京化成株式会社 社外取締役
取締役	土 屋 伸 介	
取締役	毛 利 肇	
取締役	木 村 安 壽	
取締役	和 田 徹	
常勤監査役	氏 原 稔	
監査役	八 木 春 作	
監査役	北 嶋 紀 子	

- (注) 1. 取締役木村安壽氏及び和田徹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役八木春作氏及び北嶋紀子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役木村安壽氏及び和田徹氏並びに監査役八木春作氏及び北嶋紀子氏については、当社が株式を上場している株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の有価証券上場規程に定める「独立役員」としての届出をしております。
4. 監査役八木春作氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また、監査役北嶋紀子氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門的見識を有しております。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
社長執行役員	前 續 行	最高執行責任者
専務執行役員	小 林 雅 則	D&Pカンパニー プレジデント
常務執行役員	幾 谷 慎 司	M&Sカンパニー プレジデント
常務執行役員	土 屋 伸 介	海外事業本部長
常務執行役員	毛 利 肇	管理本部長
執行役員	千 原 恒 人	M&Sカンパニー バイスプレジデント
執行役員	木 村 謙 太	M&Sカンパニー 商品仕入部長
執行役員	古 谷 美 澄	D&Pカンパニー 装置事業部門長
執行役員	代 田 安 俊	D&Pカンパニー 部品事業部門長
執行役員	谷 森 和 彦	D&Pカンパニー 装置事業部門 装置生産部長

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
高本 敬	2019年3月28日	任期満了	代表取締役会長 ダイトロン,INC. (米国) Director, Chairman 公益財団法人ダイトロン福祉財団 理事長
野中 昇	2019年3月28日	任期満了	取締役
横山 廣男	2019年3月28日	任期満了	常勤監査役

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役分)	7名 (2名)	130,420千円 (20,760千円)
監査役 (うち社外監査役分)	4名 (2名)	24,800千円 (11,860千円)
合計 (うち社外役員分)	11名 (4名)	155,220千円 (32,620千円)

- (注) 1. 上表には、2019年3月28日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、1991年9月20日開催の臨時株主総会決議において年額500,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1999年3月30日開催の第47期定時株主総会決議において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 当社は、2008年3月28日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。
- これに基づき、上記の支給額のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し11,400千円の役員退職慰労金を支給しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役木村安壽氏は、木村公認会計士事務所所長、株式会社シノプス社外取締役(監査等委員)、公益財団法人ダイトロン福祉財団監事であります。公益財団法人ダイトロン福祉財団は当社の大株主であります。なお、当社は、木村公認会計士事務所、株式会社シノプスとは特別の関係はありません。

取締役和田徹氏は、フェニックス法律事務所共同代表、OUGホールディングス株式会社社外監査役であります。なお、当社は、フェニックス法律事務所、OUGホールディングス株式会社とは特別の関係はありません。

監査役八木春作氏は、公認会計士・税理士八木春作事務所所長、新明和工業株式会社社外監査役であります。なお、当社は、公認会計士・税理士八木春作事務所、新明和工業株式会社とは特別の関係はありません。

監査役北嶋紀子氏は、フェニックス法律事務所共同代表、三京化成株式会社社外取締役であります。なお、当社は、フェニックス法律事務所、三京化成株式会社とは特別の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

		活動状況
取締役	木村安壽	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	和田徹	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	八木春作	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	北嶋紀子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

**(4) 会計監査人の状況**

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ  
 ② 報酬等の額

	支 払 額
I 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,500千円
II 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記 I の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

**③ 非監査業務の内容**

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導における業務契約を締結しております。

**④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

**(5) 業務の適正を確保するための体制**

I 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

**① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社グループの社会的信頼の維持、業務の公正性を確保することを目的としてコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は役員及び従業員の行動規範として、コンプライアンス基本方針を定め、これを基にしたダイトロングループ行動憲章を制定し、これらの

浸透を図ることとする。

取締役会は取締役会規程に基づき月1回これを開催することを原則とし、取締役間の意思疎通と相互の業務を監督することとする。また、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性と健全性の維持に努めることとする。更に、各取締役の職務執行について社外監査役を含む監査役会がその定めによる監査方針に従い監督強化を図ることとする。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は職務の執行に係る情報は文書管理規程に従い文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存することとする。また、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できることとする。

③ 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理を体系的に行うことを目的としてリスク管理規程を制定し、「リスク管理責任者」及び各部署での「リスク管理担当者」を任命する。また、それらを統括する組織としてグループリスク管理委員会を設置して、未然防止対策の策定及び進捗管理を行うと共に、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備することとする。

なお、情報セキュリティに係るリスクに対しては、情報セキュリティ管理規程にて「情報セキュリティ最高責任者」及び「情報セキュリティ責任者」を任命し、グループリスク管理委員会と連携してリスク管理体制を整備することとする。

④ 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営環境変化に対応し現場における意思決定をより迅速にするため、執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能と業務執行機能及び責任の分担を明確にすることとしている。その他、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程を制定し、それぞれの業務の責任及び執行手続の詳細について定め、その適切な運営を図ることとする。

子会社については、当社の基準に準拠した職務権限等を規定し、その適切な運用を図ることとする。

⑤ 当社及び当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員及び従業員の行動規範としてコンプライアンス基本方針を定め、これを基にしたダイトロングループ行動憲章を制定し、これらの浸透を図ることとする。

企業内不祥事の未然・拡大防止を目的として、第三者機関を情報提供先とする内部者通報・相談窓口「ダイトロングループ・コンプライアンスホットライン」を設置する等、法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めている。なお、違反の疑義があるような行為が発生

したときには、リスク管理規程に基づき迅速な情報収集・対処と情報開示を適時適切に行うこととする。

法令に則した諸規程を制定しており、監査室はその遵守状況について監査を行い、取締役及び監査役会に報告することとする。

⑥ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社のグループ各社の取締役等は、グループ経営管理規程に基づき、法定事項に加え当社及び当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項について当社に報告することとする。

⑦ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会は常にグループレベルでの経営状況を把握し、グループ企業価値最大化に向けた中長期の経営課題や重要案件について迅速な意思決定を行い、グループ全体の企業統治の一層の強化を推進することとする。

当社グループの多様性を活かし、より強力にグループ経営を推進するため、グループ経営戦略室を設置して戦略立案を行うこととする。

当社と一体となったグループ経営管理体制を構築するため、グループ経営管理規程を制定し、これに基づいた運営を子会社に求めることとする。

グループ全社でダイトロングループ行動憲章に基づいた業務活動を行うことにより、コンプライアンスの維持向上を目指すこととする。

当社並びに当社の子会社の監査役（社外監査役含む）は、グループ監査役連絡会を定期的に開催し、グループ各社の監査に関する情報及び意見を交換し、グループ全体の企業統治を担える体制をとることとする。

⑧ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会が職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査室がその職務を行うこととする。

監査役の職務を補助する使用人への監査業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。

監査室長の人事異動に関しては、監査役会の承認を得た上で取締役会にて決定することとする。

- ⑨ 当社並びに当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、及び当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役会は監査役及び監査役会に対して、当社及び当社の子会社における次の事項を報告することとする。

- a) 会社に著しい損害を及ぼす事項
- b) 毎月の経営状況として重要な事項
- c) 監査室の監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- d) 重大な法令・定款違反
- e) その他内部通報制度により通報されたコンプライアンス上重要な事項

前記に関わらず、監査役は必要に応じて、役員及び従業員に対して報告を求めることができることとする。

監査役に対して報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、コンプライアンスマニュアルにおいて通報者が不利益を被ることはないことと定めることとする。

- ⑩ 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の監査業務に係る費用は会社が負担し、その必要額は年間予算を設定して確保することとする。

監査役より監査費用の前払請求や立替金の精算請求があった場合、会社は直ちにこれを支払うこととする。

- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査規程の定めに基づき、監査役は重要な会議に出席して意見を述べると共に、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確かめると共に会社に対処すべき課題、会社を取巻くリスクの他、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換することとする。

## II 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務執行

当社は監査役会設置会社の体制を採用しており、取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）を選任し、社外取締役が取締役会に参加することにより、経営の透明性と健全性の維持に努めております。取締役会は、原則として月1度の定時開催とし、更に重要案件が発生した時は、適時臨時取締役会を開催することとしております。取締役会の参加者は十分に情報を与えられた上で、誠実に相当なる注意を払って、会社及び株主の最善の利益のために行動しております。また、当社の取締役会は常にグループでの経営状態を把握し、グループ企業価値の最大化に向けて、「グループ総合力の強化」を図るための中長期の経営課題や重要案件について迅速な意思決定を行い、グループ全体の企業統治の一層の強化を推進しております。

当事業年度においては、取締役会は17回開催されております。

### ② コンプライアンスの状況

当社グループでは、当社代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、社内外の関連法規の遵守を柱とする高い倫理観に根ざしたコンプライアンス体制を構築して、グループの健全で円滑な企業運営へ向けた内部統制の強化及び統制活動の整備推進に取り組んでおります。また、企業内不祥事の未然・拡大防止を目的として、第三者機関を情報提供先とする内部者通報・相談窓口「ダイトロングループ・コンプライアンスホットライン」を設置し、法令違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努めております。

当事業年度においては、コンプライアンス委員会は2回開催しており、委員は情報開示委員会及びグループリスク管理委員会と連携を取り、常に情報の収集に努めております。

また、取締役会及び執行役員会等の審議を通じ、コンプライアンスに関する該当事項を把握しております。

③ リスク管理体制の状況

当社グループでは、当社管理本部長を委員長とするグループリスク管理委員会を設置し、リスク管理を経営上の極めて重要な活動と認識し、企業価値及び信頼性の向上に取り組んでおります。また、経営に重大な影響を及ぼすと懸念されるさまざまなリスクを未然に防止し、ステークホルダーの利益を損なわないよう迅速かつ的確に対処し、経営資源の保全に努めており、各事業部門に管理責任者を指名し、リスク管理活動を行うと共に、リスク管理に関する重要事項を速やかに報告する体制をとっております。

当事業年度においては、グループリスク管理委員会は4回開催されております。

④ グループ会社管理体制

当社グループでは、ダイトロングループ間の意思の疎通を図り、円滑なグループ活動と、技術、生産、営業の諸問題につきグループとしての統一性をもった体制整備を行い、協調を促進するため、原則として年1回以上のグループ合同役員会を開催しております。

当事業年度においては、グループ合同役員会は2回開催されております。

⑤ 監査役と内部監査の状況

当社は監査役会設置会社の体制を採用しており、監査役3名（うち社外監査役2名）は、取締役の職務執行の適法性を監査すると共に、取締役会に常時出席し客観的な立場から意見を述べるほか、重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の業務全般にわたり適法、適正に業務執行がなされているかを監査し、不正行為の防止に努めております。なお、社外監査役2名はそれぞれ弁護士、公認会計士・税理士であり、その専門的な見地から提言、助言を行っております。

また、内部監査については、社内の各部門から独立した監査室を設置し、内部監査担当3名により関係会社を含めた監査を実施し、内部統制の維持向上に努めております。

監査役会、監査室及び会計監査人は、実効性のある監査の実施に向けて、必要に応じて情報交換や意見交換を行い、相互連携の強化に努めております。

## 連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>38,890,457</b>	<b>流動負債</b>	<b>23,947,992</b>
現金及び預金	10,170,660	支払手形及び買掛金	6,192,354
受取手形及び売掛金	14,036,946	電子記録債権	9,875,559
電子記録債権	6,212,125	短期借入金	357,131
商品及び製品	3,094,855	1年内返済予定の長期借入金	139,996
仕掛品	1,835,944	リース債務	9,211
原材料	352,149	未払法人税等	569,346
前渡金	3,018,417	賞与引当金	106,044
その他	171,706	製品保証引当金	35,041
貸倒引当金	△2,349	前受金	5,731,032
<b>固定資産</b>	<b>6,867,462</b>	その他	932,275
<b>有形固定資産</b>	<b>4,488,074</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,044,015</b>
建物及び構築物	2,116,282	長期借入金	31,686
機械装置及び運搬具	118,684	リース債務	6,464
土地	2,102,118	退職給付に係る負債	2,946,704
その他	150,989	資産除去債務	48,460
<b>無形固定資産</b>	<b>125,804</b>	その他	10,700
その他	125,804	<b>負債合計</b>	<b>26,992,007</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,253,583</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	1,538,998	<b>株主資本</b>	<b>18,485,902</b>
従業員に対する長期貸付金	713	資本金	2,200,708
繰延税金資産	181,241	資本剰余金	2,557,309
その他	539,207	利益剰余金	13,778,187
貸倒引当金	△6,577	自己株式	△50,303
<b>資産合計</b>	<b>45,757,920</b>	その他の包括利益累計額	276,643
		その他有価証券評価差額金	648,886
		繰延ヘッジ損益	△617
		為替換算調整勘定	△100,901
		退職給付に係る調整累計額	△270,723
		<b>非支配株主持分</b>	<b>3,366</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>18,765,912</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>45,757,920</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		61,621,356
売上原価		49,138,834
売上総利益		12,482,522
販売費及び一般管理費		9,276,979
営業利益		3,205,542
営業外収益		
受取利息	2,994	
受取配当金	25,961	
保険配当金	11,351	
仕入割引	11,085	
補助金収入	7,905	
雑収入	16,231	75,528
営業外費用		
支払利息	15,455	
手形売却損	1,305	
売上割引	14,581	
為替差損	18,398	
雑損失	11,225	60,966
経常利益		3,220,105
特別利益		
固定資産売却益	2,666	
投資有価証券売却益	14	2,680
特別損失		
固定資産除売却損	4,505	4,505
税金等調整前当期純利益		3,218,280
法人税、住民税及び事業税	1,092,353	
法人税等調整額	△45,898	1,046,454
当期純利益		2,171,825
親会社株主に帰属する当期純利益		2,171,825

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>36,165,404</b>	<b>流動負債</b>	<b>23,026,235</b>
現金及び預金	8,854,481	支払手形	509,481
受取手形	2,270,816	電子記録債務	9,875,559
電子記録債権	6,154,341	買掛金	5,467,000
売掛金	11,179,243	1年内返済予定の長期借入金	139,996
商品及び製品	2,424,932	リース債務	8,857
仕掛品	1,828,387	未払金	416,101
原材料	282,563	未払費用	141,552
前渡金	2,953,451	未払法人税等	541,875
前払費用	3,829	前受金	5,570,843
短期貸付金	100,963	預り金	226,832
未収入金	93,386	賞与引当金	40,410
その他	19,007	製品保証引当金	35,041
<b>固定資産</b>	<b>7,326,095</b>	その他	52,682
<b>有形固定資産</b>	<b>4,431,365</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,667,054</b>
建物	2,063,740	長期借入金	31,686
構築物	44,143	リース債務	5,763
機械及び装置	93,741	退職給付引当金	2,570,444
車両運搬具	4,128	資産除去債務	48,460
工具、器具及び備品	113,467	その他	10,700
土地	2,102,118	<b>負債合計</b>	<b>25,693,289</b>
その他	10,024	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>118,284</b>	<b>株主資本</b>	<b>17,149,940</b>
ソフトウェア	95,475	資本金	2,200,708
リース資産	5,569	資本剰余金	2,557,309
電話加入権	17,239	資本準備金	2,482,896
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,776,445</b>	その他資本剰余金	74,413
投資有価証券	1,538,998	<b>利益剰余金</b>	<b>12,442,226</b>
関係会社株式	522,752	利益準備金	163,559
長期貸付金	103,113	その他利益剰余金	12,278,666
差入保証金	458,673	別途積立金	5,170,000
繰延税金資産	149,888	繰越利益剰余金	7,108,666
その他	56,472	<b>自己株式</b>	<b>△50,303</b>
貸倒引当金	△53,454	<b>評価・換算差額等</b>	<b>648,269</b>
<b>資産合計</b>	<b>43,491,499</b>	その他有価証券評価差額金	648,886
		<b>繰延ヘッジ損益</b>	<b>△617</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>17,798,210</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>43,491,499</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2019年1月1日から  
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
<b>売上高</b>		<b>57,340,133</b>
<b>売上原価</b>		<b>46,350,289</b>
<b>売上総利益</b>		<b>10,989,844</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>8,196,462</b>
<b>営業利益</b>		<b>2,793,381</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	3,162	
受取配当金	139,497	
経営指導料	5,685	
貸倒引当金戻入額	1,979	
補助金収入	3,380	
雑収入	48,679	202,384
<b>営業外費用</b>		
支払利息	3,461	
手形売却損	1,305	
売上割引	14,581	
貸倒引当金繰入額	22,491	
為替差損	5,357	
雑損失	2,939	50,136
<b>経常利益</b>		<b>2,945,628</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	14	14
<b>特別損失</b>		
固定資産除売却損	3,467	3,467
<b>税引前当期純利益</b>		<b>2,942,175</b>
法人税、住民税及び事業税	1,010,710	
法人税等調整額	△73,017	937,692
<b>当期純利益</b>		<b>2,004,483</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年2月10日

ダイترون株式会社

取締役会 御 中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増村	正之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩淵	貴史	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイترون株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイترون株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年2月10日

ダイترون株式会社

取締役会 御 中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増村	正之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩淵	貴史	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイترون株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月12日

ダイترون株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 氏 原 稔 (印)

監査役(社外監査役) 八 木 春 作 (印)

監査役(社外監査役) 北 嶋 紀 子 (印)

以 上

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

第68期の剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金35円 総額は388,142,860円  
なお、中間配当金として1株につき金25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金60円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年3月31日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### (1) 提案の理由

- ① 当社は、2008年3月28日開催の第56期定時株主総会において、株主の皆様よりご承認を得て当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を導入いたしました。以降、同対応策は株主の皆様より継続、更新のご承認を得て更新されております（当該更新後の同対応策を、以下「本プラン」といいます。）。
- 本プランが有効期限を迎えるにあたり、当社を取り巻く経営環境や市場環境の変化、金融商品取引法による法規制、買収防衛策をめぐる近時の動向等を踏まえ、本プランの継続について慎重に検討を重ねました結果、2019年12月12日開催の取締役会において、2020年3月30日開催予定の第68期定時株主総会終結の時をもって、本プランを継続せず廃止することを決議いたしました。
- よって、本プランに関する現行定款第17条を削除するものであります。
- ② 当社は、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、業務執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図ることを目的として、執行役員制度を導入いたしております。こうした現状に即して、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築し、かつ、取締役の員数の上限を実態に合わせた適切なものとするため、現行定款第21条に定める取締役の員数を現在の15名以内から8名以内に変更するものであります。
- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正、条数の一部繰上げ等所要の変更を行うものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第16条（条文省略）	第1条～第16条（現行のとおり）
<p><u>（買収防衛策）</u></p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上のため、当会社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項について決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てまたは会社法その他の法律および本定款上認められるその他の措置を行うことができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条～第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第21条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>第22条～第30条 (条文省略)</p> <p>(監査役の員数) 第31条 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>第32条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第17条～第19条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役の員数は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>第21条～第29条 (現行のとおり)</p> <p>(監査役の員数) 第30条 当社の監査役の員数は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>第31条～第45条 (現行のとおり)</p>

### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、兼田稔氏は現監査役氏原稔氏の補欠としての監査役候補者、山本宏昭氏は現社外監査役八木春作氏及び北嶋紀子氏の補欠としての社外監査役候補者であります。

なお、補欠監査役の選任が効力を有する期間は、次期定時株主総会の開始の時までであります。監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	兼田 稔 (1962年5月1日生)	1987年4月 当社入社 2016年4月 当社監査室長(現)	1,100株
	【補欠の監査役候補者とした理由】 長年にわたり内部監査に従事し、豊富な業務経験・実績・見識を有していることから、適切な監査の実施に適任であると判断し、補欠の監査役候補者といたしました。		
2	山本 宏昭 (1959年3月23日生) 【補欠の社外監査役候補者】	1986年3月 公認会計士登録(現) 1991年8月 山本宏昭公認会計士事務所開設 所長(現) 1991年12月 税理士登録(現) 〃 税理士業務開始 2019年10月 税理士法人C&P加入 (重要な兼職の状況) 山本宏昭公認会計士事務所 所長 税理士法人C&P 代表社員	—
	【補欠の社外監査役候補者とした理由】 公認会計士・税理士としての豊富な経験と高度な専門的見識を有しておられることから、当社グループの監査において有益なご意見やご指摘をいただけると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

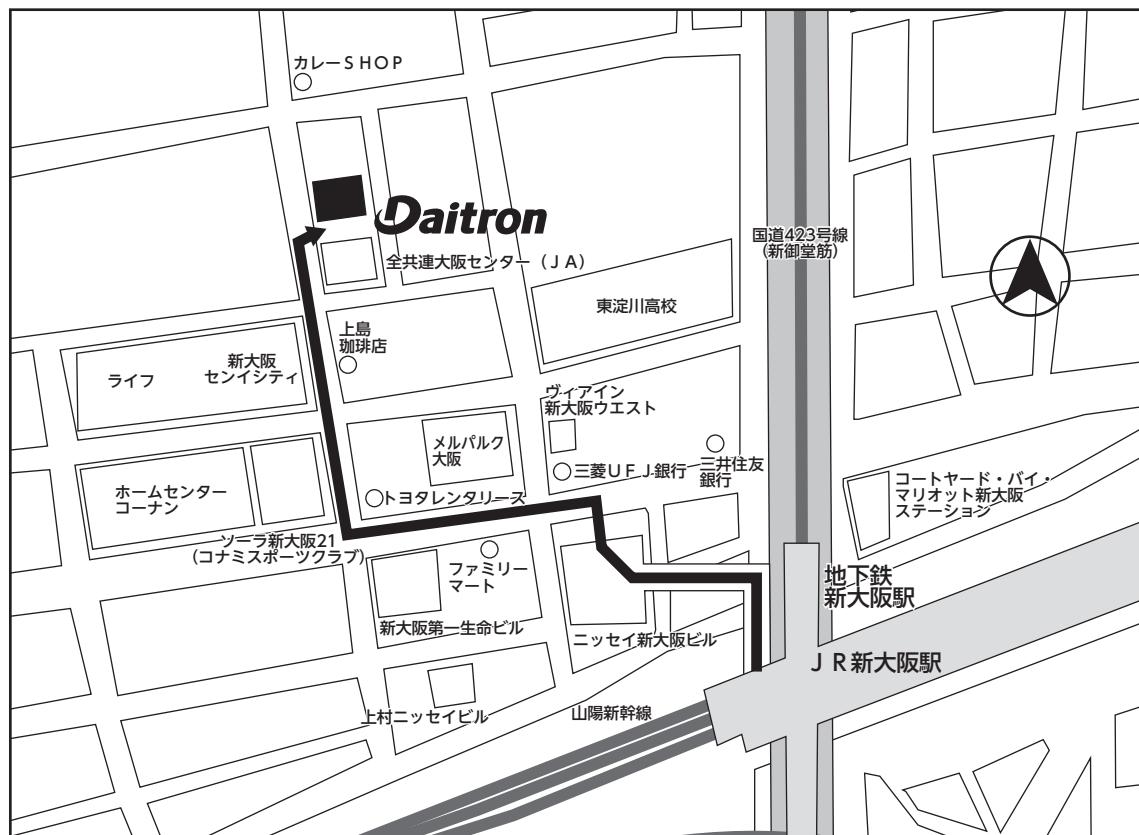
- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 山本宏昭氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 山本宏昭氏が監査役に就任することとなった場合は、当社と同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額といたします。

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場 大阪市淀川区宮原四丁目6番11号  
当社 6階 大会議室



- 交通機関
1. J R 新大阪駅西口より徒歩10分
  2. 地下鉄 (御堂筋線) 新大阪駅4番出口より徒歩7分

なお、会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。